

公益財団法人日本健康・栄養食品協会

2023 年度臨時評議員会議事録要旨

1. 開催場所 公益財団法人日本健康・栄養食品協会 3階 会議室
2. 開催日時 2024年3月26日(火) 10時30分～12時00分
3. 評議員現在数及び定足数
総数 22名、定足数 12名
4. 出席評議員数 19名
(会議室出席 7名) 磯部総一郎、清水秀樹、滝本浩司、徳丸浩一郎、成松義文、西村 勉、和田伸行
(Web 会議 Zoom システム出席 12名) 遠藤雅也、亀井美登里、蒲生恵美、菅いづみ、榊原仁嗣、佐久間順子、宗林さおり、田中弘之、寺島大悟、笛木正司、牧 展子、山岡誠朗
(欠 席) 久保英明、谷口 茂、丸山鉄平、
(出席監事) 西本恭彦、松田紘一郎
(出席理事) 矢島理事長、青山常務理事
5. 議 案 第 1 号議案 役員候補選出委員の改選について
報 告 1. 2024 年度事業計画
2. 2024 年度収支予算
3. 保健機能食品制度の見直しについて
6. 会議の概要
定款第 23 条の規定に基づき、評議員会の議長は出席評議員の互選により成松評議員が議長に選任された。
冒頭で議長から、本日、Web で出席の 12 名の評議員の紹介があり、音声と同時に他の出席者に伝わり、出席者が一堂に会するのと同様に適時的確な意見表明が互いのできる状態での開催である旨の確認があった。
(1) 定足数の確認等
議長より定足数についての確認があり、青山事務局長から定足数を満たしていることの報告があった。
(2) 議案の審議状況
議長が定款第 28 条第 2 項に基づき、議事録署名人 2 名の選出について諮ったところ、磯部評議員と遠藤評議員が出席評議員全員一致で選出された。

第1号議案 役員候補選出委員の改選について

事務局より同議案の説明があった。説明によると今年の6月に理事の任期2年が満了となり、6月の定時評議員会において改選を予定している。規定により評議員会の前に役員候補選出委員会を開催して理事候補者を選出することになっている。現在の委員は3月27日で任期満了となるので、新しい委員を選任する必要がある。委員については役員候補選出委員会規則第3条で、「委員は評議員2名、外部委員2名、事務局員1名で構成する。任期は同規則第8条で2年となっている。」

事務局の説明のあと、議長から事務局に対し役員候補選出委員の案を求めたところ、事務局案として、評議員枠の2名は株式会社ファンケル顧問の成松義文氏、株式会社明治取締役専務執行役員谷口茂氏、外部委員枠の2名は社団法人全国発酵乳酸菌飲料協会専務理事の桑崎俊昭氏、公益財団法人日本医療機能評価機構専務理事の上田茂氏、事務局員の1名は当協会総務部長の岩浪恒平氏の5名である。審議の結果、会場に出席の評議員及びWeb会議に出席の評議員全員一致で原案通り承認された。

選任された役員候補選出委員会委員は以下の通り

評議員	成松	義文
評議員	谷口	茂
外部委員	桑崎	俊昭
外部委員	上田	茂
事務局	岩浪	恒平

報告事項

2024年度事業計画報告の前に事務局長より、小林製菓が紅麴の成分を配合したサプリメントを摂取した人に健康被害が確認されたとして自主回収を発表した問題について情報提供があった。説明によると、当協会会員でもある小林製菓の紅麴が含まれる機能性表示食品3品目について自主回収があった。また、その紅麴を原料として使用している会社でも製品の回収が行われている。回収に至った経緯については紅麴コレステヘルプという製品を摂取した人から腎機能に健康被害が発生し、調べたところ一部の紅麴に意図しない成分が含まれている可能性があり健康被害の関連が否定できないということであり、入院中の方から亡くなられた方も出た。協会としては原因が明確に判明していないことから関連情報の収集に努めている。国から指示があれば速やかに事業者へ情報提供を行って行く予定だとのことであった。

引き続き事業報告に入った。

1. 2024年度事業計画

2. 2024年度収支予算

議長より、2024年度事業計画及び2024年度収支予算について事務局に説明の指示があった。

事務局長より2024年度の事業方針について報告があった。

2024年度は、食品衛生基準行政が厚生労働省から消費者庁に移管されることから、これを機に消費者庁に対し、科学的根拠に基づき、消費者に分かりやすく、一体化した保健機能食品制度の見直しについての提案を行い一緒に議論していただくことを呼びかけたい。

3月には、厚生労働省において「平成17年通知」や「平成14年通知」の改正が予定されていることから、協会の認証制度を活用した健康食品の安全性と製品品質の確保と、健康食品全体の底上げに力を注ぐとともに、国内製造の高品質の健康食品の輸出促進を目指して関連する法規制や必要な認証等についての調査研究等に取り組む。

特定保健用食品の分野では、昨年、協会が事業者と取り組んできた疾病リスク低減表示トクホが、表示内容が定められているカルシウムと葉酸以外で初めて許可を受けたところから、これを突破口に疾病リスク低減表示の新たな保健の用途での申請支援を進めるとともに、生活習慣病に係る既許可表示を基にしたEUの表示のような2段階式の疾病リスク低減表示の可能性についても検討を進めていきたい。

機能性表示食品の届出支援においては、ガイドライン改正に伴うPRISMA2020への対応について、事業者へ多様なアドバイスが出来るようプログラムを改編するとともに、「研究レビューの作成代行」、「届出資料の事前点検」、「届出広告相談」、「届出後の分析実施状況公開」等の支援を行うほか、広告表現の適正化に向けた「機能性表示食品広告審査会」の運営に引き続き取り組む。

特別用途食品については、制度見直しの要望書を消費者庁に提出したことによる制度改善が実現したが、本年度は広告自主基準の策定や愛称等を検討する。

昨年、5年ぶりに開催したトップセミナーにつきましては好評であったことから、引き続き今年度も内容の充実を図り9月を目途に実施する。

昨年度に引き続き、医療経済研究・社会福祉協会行うフレイル予防推進会議に、食品表示の専門家として引き続き参画する。

総務部長より2024年度事業計画について資料に基づき説明があった。

2024年度事業別ごとの具体的な取り組みは以下のとおり。

公益事業

公1 健康補助食品基準設定・認定事業

健康食品部では、日健栄協の認証・認定3事業を通して健康食品の品質確保を目指している。「安全性自主点検認証事業」、「JHFA 認定事業」、「GMP 認証事業」を行い品質確保を進める。

2024年(2023年度内)には、GMP 認証及び安全性自主点検認証に関わる「平成17年通知」それから「平成14年通知」の改正が予定されており、健康食品の品質、安全性に関して、より重要性が増してくることから、品質、安全性に関わる認定健康食品についての理解促進を図り、認証・認定3事業の更なる認知向上を進めると共に、事業スキームの見直しに取り組む。又、新規参入の事業者に対して、様々な相談や対応を進め、会員獲得へ繋げたいと考える。

認定健康食品(JHFA)マークに関する事業は引き続き規格基準 JHFA に加え、個別審査型 JHFA に力を入れていく。JHFA の普及啓発については普及活動のところで、今までの活動に加え、会員企業・認定取得企業への個別アプローチを進めて行く。

GMP 製造所認定等に関する事業は、工場認定事業の関係で、「日健栄協 GMP ガイドライン」改正で「平成17年通知」の改正通知との整合性を踏まえて「GMP ガイドライン」の改正を行う。また、製品マーク認証事業では、製品マーク表示承認数増への取組で、GMP 認定工場経由で製品販売事業者への直接アプローチのほか、GMP 製品マーク表示承認の製品の露出向上(ホームページ)、各種セミナー(日健栄協)での情報発信などを進めて行く。

健康食品安全性自主点検認証に関する事業については、2024年度は、「平成17年通知」の改正に伴い安全性自主点検スキームの重要性について再度周知を行い、認証取得数増加を目指すとともに認証スキームの見直しを検討して行く。具体的には、「平成17年通知」の改正を踏まえて「安全性自主点検認証登録の手引書」の改正を行う。それから、新認証制度の検討として今までの原材料や製品といった個別の安全性認証に加え、健康食品の原材料を製造(販売)(輸入)する事業者自体を認定する制度の検討を行う。

学術情報部関係では、「健康食品相談室」を引き続き実施する。なお、2024年度は「健康食品相談室」のホームページで実際の相談内容を活用した上でのQ&Aの拡充などを図って行く。

公2 保健機能食品・特別用途食品申請支援事業

特定保健用食品部関係では、引き続き特定保健用食品等の支援、制度の活用や消費者の理解と利用の拡大のための普及・啓発活動を行って行く。特定保健用食品の申請支援では、2023年度に公募した3件について疾病リスク低減表示の申請支援を行った結果、申請・審査に関する新たな情報や考えが得られており、2024年度はEU型の表示で申請する事業者を新たに公募し支援を行う。再許可申請マニュアルの発行については、2023年度技術部会で作成した再許可申請マ

ニュアルについて、消費者庁の確認を得た後発行する。特定保健用食品講習会及び必要に応じて説明会を実施する。また、技術部会活動の推進、普及啓発活動として、[トクホ]ごあんない（2024年版）の作成と活用、検診の保健指導時にトクホの利用を提案するための教材「トクホを活用してみませんか」2024年度版を作成する。

栄養食品部関係では、「特別用途食品制度の活用に関する研究会」を引き続き運営して行く。分科会活動として、特に特別用途食品の広告に関する事業者向け留意事項をまとめた「特別用途食品適正広告自主基準」の策定を進める。総合栄養食品分科会では、許可基準型「サルコペニア用食品」新設要望に関する取り組み。また、特別用途食品制度に関する普及活動、特別用途食品の申請支援、栄養機能食品の製品企画支援、関係者団体との連携強化を行う。

機能性食品部関係では引き続き「届出・広告相談」、「研究レビュー作成」、「届出資料事前点検」、「届出後の分析実施状況公開サイトの運営」を行う。また、「届出資料作成の手引書」の2024年度改訂版の作成を行う。他には普及啓発事業や広告部会・広告審査会の運営も行う。機能性表示食品の届出・広告相談事業の実施、広告部会・広告審査会の運営、機能性表示食品関連事業の普及・啓発のための説明会・相談会実施、機能性表示食品制度の普及・啓発を行う。

学術情報部関係では、「健康・栄養食品研究」の発刊を行う。

公3 食品保健指導士養成事業

食品保健指導士の養成に関わる事業では、食品保健指導士養成講習会の年2回実施、修了評価認定試験の実施、資格認定と更新の手続き、食品保健指導士フォローアップ事業（日本食品保健指導士会への委託事業）を行う。

公4 特定保健用食品公正取引協議会事業

2024年度の事業計画は、公正取引協議会の運営として、総会、運営委員会の開催、広告審査会の開催、広告研究会の運営と開催、公正マークの付与を行う。普及、啓発、広報活動として、研究会の開催（年2回）、指導、相談業務の実施をする。また、消費者庁及び公正取引委員会との連携活動を行う。

共通事業

健康食品部関係では、事業者向け健康食品相談事業の実施をする。学術情報部関係では、健康食品等に係る国内外の情報の収集と発信を行う。渉外広報室関係では、会員への情報提供として、メールマガジンの発行、ホームページ内の会員専用ページへの情報掲載、普及啓発活動として、展示会への参加、ホー

ムページの活用を行う。報道への対応としては、プレスリリース、メディア懇談会を年2回開催する。

研修企画部関係では、研修事業として新卒生や異業種からの転職組を対象とした“健康食品業界 新人向けセミナー”を継続開催、中堅向け実務講座の開催、会員獲得、会員の維持を目指した「トップセミナー」の開催を行う。

九州支部関係では、九州支部研修会・セミナーの開催をする。

収益事業

収1 賃貸事業 建物施設の賃貸に関する事業

総務部関係で、賃貸事業として、4団体に当協会建物内の区画の賃貸、1階・3階会議室の貸出等を行う。

収2 受託事業

総務部関係では、事務代行受託事業として関係2団体の事務代行受託業務を行う。

栄養食品部関係では、日本流動食協会からの受託事業、フレイル予防産業の構築への参画として、医療経済研究・社会保険福祉協会に設置される予定のフレイル予防推進会議へ協力して行く。

機能性食品部関係では、事業者からの依頼により機能性表示食品研究レビューを実施する。

法人会計

総務部関係について、法人組織の運営業務は、評議員会を2回、理事会を2回、理事長及び業務執行理事選定の臨時理事会を1回、監事監査、2024年度は理事の改選があるので役員候補選出委員会の開催を予定している。また、業務執行理事会を適宜開催する。

会員、関連団体に関する業務、公益財団法人の運営、会計・人事・庶務・職員研修については例年通り実施する。九州支部の運営支援として、九州支部の総会の開催（通常総会、臨時総会）、運営委員会の開催を行う。

引続き事務局長より2024年度収支予算について資料に基づき説明があった。収支予算(案)については、経常収益は前年額より487万円余の減になっている。対前年比の主な増減は、「受取入金金」が、2024年度はトップセミナーをはじめ、各種講習会への参加、出版物の購入等があった会員以外の企業に対し、積極的に入会促進を行うことにより24社の新規入会を見込み増加となっている。「受取会費」

は会員数の減により減少となっている。

事業収益については、「JHFA マーク許可事業収益」が JHFA マーク減少による減額となっている。また、「GMP 工場認定事業収益」は承認数増加の取り組みにより増加となっている。「安全性自主点検認証事業収益」は 2024 年度は更新対象となるものが少ないため減少となっている。「機能性表示食品届出支援事業収益」については、主に 30 日ルールが解消されたこと等により届出資料事前点検が減ることによる減少となっている。「講習会・セミナー事業収益」は、主に機能性表示食品関連のセミナー収益が増えることにより増加となっている。「機能性評価関連事業収益」については、研究レビューの増加により増額となっている。

経常費用は前年額より、535 万円余の減少となっている。前年対比の主な増減は、人件費関係は「役員報酬」の増加、「給料手当」、「臨時雇賃金」の減少、「委託費」の増加となっているが全体で減少となっている。「諸謝金」は、公 4 事業である特保公取協の謝金が減るため減少となっている。「支払手数料」は日本健康食品認証制度協議会への指定機関更新料、監査料等がなくなったことによる減少となっている。

以上の結果、当期一般正味財産増減額は 5,242 円となっており、一般正味財産期首残高が 4 億 6311 万円余、一般正味財産期末残高は 4 億 6312 万円余となっており、指定正味財産 1 億円を合わせると 2024 年度の正味財産期末残高は 5 億 6312 万 2821 円となる。

また、公益法人の財務 3 基準については、公 1 事業、公 2 事業、公 3 事業、公 4 事業および公益目的事業計において全てマイナスとなっており、収支相償は保たれている。

経常費用計については、合計が 2 億 3523 万 3483 円、公益目的事業計が 1 億 9973 万 9249 円となっている。公益目的事業比率は 50%を超えなければならないが、約 84.9%とこれを大きく超えている。また、公益目的事業計 1 億 9973 万 9249 円が遊休財産額の上限額となるが、2023 年 3 月末現在の遊休財産額は約 1 億 2942 万 9281 円なので、その適正範囲内となっている。

以上のことから、公益法人の財務 3 基準である「収支相償」「公益目的事業比率」「遊休財産額」はすべて基準を満たしている。

報告の後、成松議長が意見を求めたところ、次の質疑があった。

(質疑内容)

評議員： 機能性食品部の事業計画、資料 12 ページで届出に対して消費者

庁から差し戻しがあると書かれているが、年間どれくらいの件数の届出があってどれくらいの件数の差し戻しがあるのか教えてもらいたい。また、どのような方々が点検しているのか、消費者庁は単なる行政的なチェックをしているのか、または専門家のチェックをしているのか、どのようなチェックをしているのかも教えてもらいたい。併せて30日ルールについても教えてもらいたい。また、機能性表示食品は現在どれくらいの市場規模で、売上は伸びているのか減っているのか教えてもらいたい。

機能性食品部長： 届出については年間約1,200件、全般で10年間で約8,000件となっている。また、差し戻しについては非公開となっているので実態が分からないが、かなりの数が差し戻しされているようだ。以前はそれ程でもなかったが、時代と共に点検が厳しくなって来ており、そのため相談数も増えて来ている。昨年まであった30日ルールというのは、消費者庁が届出のチェックするのだが、協会の事前チェックを受けると、普通で行くと消費者庁から受理するか差し戻しになるのかという結果が分かるまで40日~50日かかっていたのだが、昨年まで当協会と抗加齢協会のチェックを受けると30日で出来き、差し戻しをされない確率が高くメリットがあって利用されていた。しかし、チェックを受けるのが2団体というのは不公平だという意見が出た。そのため、点検数は今年の1/10位に減ったが事前点検を受けると明らかに差し戻しが減るので事業者のスキルアップを目指して引き続き事業を実施している。市場規模については、いろいろな数字があるのだが、私たちは富士経済のデータを用いている。健康食品全体の市場規模が2兆6千億円で、そのうち保健機能食品(特定保健用食品、機能性表示食品、栄養機能食品)はだいたい1兆2千億円、機能性表示食品は6千億円から7千億、特定保健用食品は3千億円から4千億円、栄養機能食品は1千億円位となっている。機能性表示食品は商品数が多いので売上はトータルとして多くなってきている。

評議員： 消費者庁のどの様な方々が点検しているのか。いろいろな部署から来ている方々だろうが、結構トレーニングした専門的な方々が見ないといけないと思う。そこはどの様になっているのか。

機能性食品部長： そこは開示されていない。2カ月に1回業界団体と消費者庁との情報交換会が行われているが、そこで聞いたところによると10名程度の担当官で構成され、中には任期付きの方もいるとの事だ。

事務局長： 補足すると定数外で学者の方々など任期付き職員を雇っているとの事だ。定期的な情報交換会をすることで以前に比べれば無駄な事をする事が少なくなって来ている。

評議員： そういうことであればガイダンスを作った方がいい。事前にやる事や Q&A を増やして行ってガイダンスを整備していくことがお互いのメリットになると思う。

機能性食品部長： 現在、届出資料作成の手引書を作っている。2024 年版で更に詳しいものに改訂して作成する予定だ。

評議員： 当社で昨年協会の新人研修セミナーを受けさせてもらったが大変評判がよく事業者としてよかった。1 点お願いで、GMP についてだが、日本企業が海外に進出する際に GMP が必須と言っても過言ではない。現在の問題として第三者認証制度協議会について事業者として非常に困っている。その点の力添えをいただきたい。

事務局長： GMP の重要性は非常に高まって来ている。GMP を認証している機関は当協会ともう 1 団体の 2 団体あるが、現在、当協会での認証事業者は 170 社程であり 1 番多い。この 2 つの認証機関を認証しているのが認証制度協議会なのだが、昨年、その認証協議会が制度の変更だとか、認証するにあたり値段を上げるだとか様々要望してきた。両団体ともその様なことをしてもらう必要はなく、国にもその点を相談させてもらった。そこで、2 つの認証機関を指導し認証する組織の時代は終わり、むしろ、認証するに当たり海外に向けてどの様な形にして行くか考えて、国として下支えする時代に移ったのではなかという議論をさせてもらっている。今回、14 年通知と 17 年通知の改正があるので、それと前後して、国と GMP の認証の活かし方についていろいろ検討させてもらい事業者が輸出する際の下支えをして行けるようにしたいと考えている。

評議員： 医薬品だと PIC/SGMP という国際標準 GMP に各国の GMP が合わせるようになっている。問題なのは査察の体制がどの位できているかで、医薬品でも査察体制を作るのに苦勞している。医療機器は ISO シリーズをベースにして各製品群に分けた品質管理があるが、言ってみればグローバル展開をしている認証機関 (BSI、TUF 等) が日本にも入って来て、そのところが認証してくれると、他の国も同じ資本系列で認証してくれるので、事業者から見ると国内の BSI に頼むと海外も大丈夫になる。そうすると今の問題もスムーズに行くのではないか。様々なパターンがあるのでいろいろ考えていくのではないか。

評議員： GMP について 17 年通知の改正も含めて、2 団体の GMP にも若干の違いがある現状から、認証制度協議会がどう動くかはまた別の話として、国として安心して輸出できるように GMP の 1 本化、義務化を当協会が纏めていくことは出来るのか。

事務局長： GMP の 1 本化についてだが、国は基準を示しているのだからそれに則り各々の団体で実施している。2 団体に違いがあると言われたが、今は互いに意見交換を行いその違いは事業者も感じていないと思う。お互いの団体の良さがあるので、それを活かしながら実施していくのがいいかと思う。

評議員： 小林製薬の話もあったが、今回、50 時間の発酵段階の途中での管理がきちんと GMP で守られるような形になる事が、安心して輸出できる担保になるといいと思うので頑張ってもらいたい。

事務局長： 当面は両方の団体で意見交換をしながらやって行く、それがレベルアップになる事だと考えている。

評議員： 消費者に対して Q&A が改編されたので非常にわかりやすくなっている。今後、小林製薬の件で心配している消費者が沢山いると思うので、協会として情報提供や国からの通知などホームページにリンクを張ってもらうなど分かりやすい情報提供をお願いしたい。また、この件について相談窓口には相談電話等は入っているのか。

事務局長： 相談窓口には今の所電話は入っていない。情報提供については国で調査に入っているのだから、国から出された情報を分かりやすく伝えるということで準備をしている。今、関連事業者からも事情を聞いているが、公表されたデータや結果は速やかに情報発信をする準備をしている。

議長： 私から、事業計画 2 ページの健康食品部の認定健康食品 (JHFA) マークに関する事業とか 3 ページ GMP 製造所認定等に関する事業、14 ページの機能性表示食品部の会員、関連団体、行政機関と連携した機能性表示食品制度の普及・啓発についての記載があるが、これらについて、長い間健康食品事業に関わってきた一人として意見を言わせてもらいたい。協会と言う組織は健康食品事業を行っている企業にとって唯一存在価値が大きい団体である。唯一業界を主導し調和させ、健全な成長に結び付けていける団体であると認識している。協会の実施している事業の中で大きなものは認定健康食品 (JHFA) マークに関する事業、また、GMP 製造所認定事業、安全性自主点検認証事業だと思っている。残念ながら、協会単独での PR や消費者への認知は予算の関係もあって十分に浸透していない。ネットなど

様々な媒体を使って PR していると思うが十分に消費者に届いていない。現在、商品の安全性は必須の項目であるし重要なポイントであるので GMP 認証事業については業務量が増えていると思う。提案として、JHFA マークは消費者が健康食品を選択するときの拠り所になるという点や、企業を評価するときに GMP の基準を満たしていれば商品の信頼性が高いという点を、協会が単独で事業活動を行うのではなく健康食品業界の各企業とタイアップして活動するべきである。菊地機能性食品部長や北島栄養食品部長を中心に知恵を出し協会と各企業がタイアップして認知向上に努めてもらいたい。JHFA マークや GMP を取得している企業と協会がスクラムを組んで、基準を満たした商品を問題のない形で普及する、あるいは消費者啓発をする。言ってみれば、それは企業側も自分たちにもプラスになる活動なので、一定の費用を企業側から出してもらい協会がそれを上手にコーディネートして、もっと広く適切に有効に健康食品を消費者に使ってもらえるようにする。極論を言えば業界の中で適切な事業活動を行っていてリーダーシップを取れる企業はどの企業か分かっていると思う。そういった企業の権限をもった人間と話し合いをして協会の事業をどのように進めて行くか具体的に検討して行ったら、今までとは大きく変わって来ると思う。以前から言っている事の繰り返しになるが、まず事業の素案作りをして発起人を選び、発起人会から始めるという形で進めて行ったら実りが多くなるのではないか。

健康食品部長： 何年前前からそのような意見をいただき、現在、JHFA マーク事業の関係は個別にいろいろ当たっているところだが、現実的にはかなり難しいところがある。逆に評議員の方々はどこかいい企業があったら紹介していただきたい。GMP 事業については大手 10 社程が集まり、今後どうして行くか進めさせてもらっている所以で認知度は高まって来ている。また、海外での認証をグローバルにするにはどのようにして行くか、ステータスをどうやって上げて行くか引き続き皆様から意見をいただきたい。

評議員： 海外の GMP に関することだが、機能性表示食品が始まったのが前安倍首相の肝いりがあったと記憶している。GMP について認証機関がいろいろあるのは世界中で GMP について制度として通用しているからだと思う。海外に輸出して行くためには、GMP だけではなく例えばハラールとかコーシャ等にそういうレベルのものが必ず必要となって来ている。これについて協会としてはどのように考えてい

るのか教えてもらいたい。

健康食品部長： いわれる通りで2つだけではなく沢山ある。協会として、まず1つは我々が行っている健食 GMP をいかにしてグローバルにステータスを上げる活動をして行くかという事である。一番必要なのは健食 GMP を行政と紐づける事である。そのこのところの話合いを現在行っている。もう1つは海外への輸出も大事な点なので、コーシャ、ハラール協会とコンタクトを取りながら検討を始めている。何よりも健食 GMP をグローバルにステータスを上げていく事が大事だと考えている。

議長： 先ほど私が言いたかったのは、企業が個々に纏まるというのは難しい事だ。それを纏めて行くには協会の存在が非常に大きい。企業が纏まる条件は、そのための素案を作る事だ。健康食品業界を適切な状態にして成長力を高めていくためには、企業が抱えている難しい問題をどのように纏めて行き、消費者にとってプラス働くようにするにはどのように持って行ったらいいかというたき台を作る事だ。JHFA マークが伸びていないのは企業にとって魅力が少ないからだ。企業が取得したいと思うような素案を作り、魅力がある JHFA マークにして行く事がプラスになると思う。現在、機能性表示食品は企業の自己責任だけで届出できるが、本来食品には客観的な評価が必要であると思う。JHFA マークで具体化させてそこに更に企業価値を高めるために GMP をどう組み込んでいくかという素案を作り、企業とタイアップして行く。そしてそれをいろいろなマスメディアを使い消費者に大きくピーアールして行く。そのような素案作りをして行く事がより具体化した事業を行っていけると考える。それが協会の活動全体にとってもプラスになって行くと思うのでよろしく願いたい。

健康食品部長： 頑張る行くが、皆様の力添えをいただきたい。

3. 保健機能食品制度の見直しについて

理事長より、2024年4月から厚生労働省から消費者庁へ食品の基準行政が移管されることに伴い、当協会として保健機能食品制度の見直しについて、一体型の「健康機能表示制度」の提言をしていきたいということで、昨年より協会内で検討し提言を纏めてみた。それについて評議員の方々に議論していただき、意見をいただきたいとのことであった。

矢島理事長が資料に基づき説明した後、意見を求めたところ次の意見があった。

評議員： 現在の特定保健用食品、栄養機能食品、機能食品表示食品の問題点は何なのか、特に消費者の方々は健康な生活を送るために今の食生活で安心して信頼のおける食品をうまく使いたいと言う事が日

本国民の願いであると思う。それが中々食品が信用できないとか、似たような制度がいろいろあって分かりづらいという消費者の課題にどの様に取り組んで行くかという点を書き起こした方がいいと思う。どの様な問題意識に基づいているかが分かりにくいように思う。また、この制度は事業者の方々が手の届く範囲でできるレベルであるかどうか、また、売上のレベルもある程度勘案していかないと中々賛同してくれないのではないかと思う。

評議員： 一体化した表示制度について、消費者、事業者、行政の三方よしの形になっていると思う。また、条件付きトクホの廃止についても賛同する。ただこれは、消費者と事業者にとって重要な変更事項であるので、事業者の代表の立場から是非意見交換の場を設けさせてもらいたい。

評議員： 資料を見させてもらったイメージとして、どんどん医薬品に近づいたという感じがある。事業者のコストが上がって行くのではないだろうかというイメージだ。教えてもらいたい点として、消費者の視点というのは具体的にどのようなものか。日本国内だけのものか、それとも海外も含めて目指しているのか。また、資料の体系図の「科学的根拠」についてだが、科学的根拠というのは常に変わって行きどんどん違うレベルの議論になって来ている。その点、将来を見据えた上で取り入れて行かないと取り残されて行くのではないかと思う。

理事長： 私の個人的な意見であるが、懸念しているのは昨今日本全体の人口が減ってきている。海外の方に日本の製品を買ってもらっているが、国内で人口が減って行く社会の中で、市場規模についてこれからどこに活路を見い出して行くのか。やはりこれから海外に目を向ける時期が近いうちに出て来るのではないかと考える。具体的に何か話せるのかと言うと今の段階では話せないのだが、少なくとも近いうちにそのような議論になった時に、それに耐えられるものを今から準備しておかないと、議論が始まった時に、先ほど GMP の話しもあったが、先を見据えた海外展開をしたいという企業の議論に耐えられるものを考えていかなければならない。方向性として今のうちから考えて行かないと手遅れになってしまうということを考えながら、この度の資料を作らせてもらった。まだまだ不十分であるので議論を重ねてもらいたい。

議長： 健康食品、機能性表示食品、特定保健用食品という言い方がいいのか悩ましい点があるが、日本の中での新しい仕組み作り、根拠作り、

信頼性作りへの第一歩だと理解した。これをベースにしていい案を作成してもらいマーケットの中に浸透させて行ってもらいたい。

以上をもって報告を終了したので、12時00分、議長は閉会を宣言し、解散した。